【災害対策・国民保護関係】

未曽有の大災害となった東日本大震災から 14 年が経過し、この間も熊本地震や平成 30 年西日本豪雨、御嶽山の噴火、そして令和６年能登半島地震など、大規模な自然災害が頻発し、様々な課題や教訓をもたらしている。

また、南海トラフ地震や首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震などの国難レベルの大規模地震の切迫性が指摘されており、頻発化、激甚化が進む風水害、地域への深刻な影響が懸念される火山と原子力災害、国際情勢の悪化に伴う武力攻撃事態への不安の高まりなど、危機管理・防災対策の強化は喫緊の重要課題である。

こうした状況を踏まえ、国、都道府県、市町村、事業者、住民等全ての主体による総力を結集し、あらゆる災害や危機事象に対応できる国を創り上げることができるよう、特に以下の事項について、実効性ある施策を講じること。

１　大規模災害に備えた防災体制の強化

（１）災害の予防から復旧復興までの一連を見据えた防災体制の強化

大規模災害から国民の生命・財産を守るため、専任の大臣の下で、関係省庁の対策や対応を統括し、災害への備えから復旧・復興までの一連の対策を主導する体制を整備するとともに災害時には、蓄積したノウハウを地方自治体に還元できるような組織体制づくりを行い、防災・減災対策と国土強靱化を強力に推進すること。

より良い復興（創造的復興）の実現に向け、ソフト・ハードの両面から、地方において主体的、計画的に事前復興に取り組むことができるよう、法整備や制度設計を検討するとともに、新たな財政支援制度を創設すること。

現行の防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策を大きく上回る予算・財源を通常予算とは別枠で各年度において確保するとともに、次期対策計画期間の初年度となる令和８年度は、令和７年度補正予算として速やかに措置するなど、円滑な事業執行が図られるよう弾力的な措置を講ずること。

国土強靱化の推進に必須の緊急防災・減災事業債、緊急自然災害防止対策事業債、及び防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債について、期限の延長や内容の充実を図るとともに、確実な財源措置を行うこと。

また、令和８年３月 31 日に期限が切れる「地震防災対策特別措置法」第４条の適用期間を延長すること。

自治体が主体的に復興に取り組める財政支援制度等の確立に向け、復旧・復興に係る法令上の整備を検討すること。

（２）災害リスクの高い地域への対策

法令に基づく「特別強化地域」や津波・土砂・火山等の「警戒区域」、「ゼロメートル地帯」など、被災リスクの高い地域において、居住誘導の観点も含めた緊急性の高い対策に重点的に取り組めるよう、既存支援制度の充実も含めた財政支援を強化すること。

（３）消防防災力の強化

消防防災力の強化に関する取組の着実な実施のために必要な財源を確保すること。

特に、緊急消防援助隊は、本年の岩手県大船渡市における林野火災や昨年の能登半島地震等の大規模災害に際し、被災地へ速やかに出動するなど、消火や被災者の救助において大きな役割を担っており、大規模な被害が想定される南海トラフ地震や首都直下地震等においては、緊急消防援助隊による広域応援が特に重要であることから、車両やヘリコプター、資機材の整備など、緊急消防援助隊の充実強化を図ること。

また、活動に従事する消防隊員の安全を確保するため、省力化・無人化に向けた技術開発や実用化を推進すること。

（４）救える命を救うための災害時保健・医療・福祉体制の強化

近年の災害の実態や最新の地震被害想定などを踏まえ、病院の耐震化や非常用電源設備、給水設備の整備に対する財政支援や、業務継続計画（BCP）の策定に対する支援を強化すること。

災害派遣医療チーム（DMAT)、災害派遣精神医療チーム（DPAT)、災害派遣福祉チーム（DWAT)、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT)、災害支援ナースなど、大規模災害時に必要な保健・医療・福祉の人材を確保するため、全国規模で人材育成を推進し、自治体の取組を財政面、技術面から支援すること。また、安全確保も含めた活動支援体制の強化、被災地の活動や事前の資機材整備、訓練等に係る技術的、財政的支援を充実させること。

（５）防災ＤＸの推進

避難対策やライフライン対策、応急・復旧・復興対策など、官民における災害対応のあらゆる段階でデジタル技術を活用する防災ＤＸを推進すること。

マイナンバーカードや専用アプリ等、デジタル技術で避難所内外の避難者の把握・管理や避難所運営の効率化を図る仕組みについて、国と全ての自治体のシステムがばらつくことのないよう、全国標準のシステムとして統一化を図るとともに、都道府県域を越えた情報共有にも対応できるデータベース・システムを全国展開すること。また、システムを支えるデータ連携基盤の構築等を進め、自治体がシステムを導入する際には、整備・運用に係る財政支援を行うとともに、専門家の派遣により、システム導入と運用の円滑化を支援すること。

有事にデジタル技術を活用するに当たっては、平時から環境整備に取り組むと同時に、地域住民一人一人がデジタル技術の活用を習慣として身に着けることが重要であることから、有事に備えて平時から活用できるフェーズフリーのデジタルライフラインの整備について、財政支援及び人的支援を講ずること。

避難所の運営や被災者支援、物資の備蓄・輸送管理、建物の被害認定調査、被災地の保健・医療・福祉ニーズの把握など、災害対応に係るシステムの標準化と財政支援の充実を図ること。

国が進める防災デジタルプラットフォームの中核となる新総合防災情報システムについて、多くの機関が参加し、都道府県のみならず、市町村や防災関係機関の情報収集・共有に資する実効性のあるシステムとして整備運用するとともに、地方自治体が同システムに接続する際には、自治体のシステムの改修時期等に配慮し、過度な財政負担とならないよう支援に努めること。

自治体が衛星インターネットサービスの利用に必要な機材等を導入する場合には、ランニングコストも含め、当該経費に対する財政支援を行うこと。

また、自治体の防災関係のシステムの更新、保守・点検などについても地方財政措置の充実・強化を図ること。

（６）防災備蓄品の全国配備

防災備蓄品について、国が現状把握した上で、自衛隊の防衛装備品と同様に「国主導による全国配備」を一層推進すること。

（７）国の防災体制の強化について

国の防災体制を強化するための人員の拡充にあたっては、都道府県職員の割愛採用等の仕組で恒久的な制度として創設するのではなく、直接、国家公務員として必要な人材を採用し育成するなどにより、専門的な知識をもったプロパー職員の確保を図ること。

２　災害の特性に応じた多様な災害対策の推進

（１）防災意識の向上

住民の自助・共助の意識の醸成と、地震・風水害に関する保険の活用や住宅の耐震化、地域の防災活動への参加の促進、要配慮者等への必要な配慮や支援等に向けた普及啓発を強化すること。

また、住民の防災意識の向上に寄与する普及啓発の拠点施設に対する技術的・財政的支援の充実を図ること。

（２）帰宅困難者対策

帰宅困難者対策について、駅周辺の滞留など帰宅困難者の状況をリアルタイムで把握するシステムや、外国人や要配慮者への適切な情報提供、要配慮者等の滞在や移送方法など、実効性のある対策の推進に努めること。

帰宅困難者の一時滞在施設について、民間施設の協力が得られるよう、災害時の損害賠償責任の在り方を整理し、周知を徹底するとともに備蓄の推進に係る財政措置を講ずること。

（３）外国人観光客対策

相次ぎ発生している大規模自然災害における外国人観光客の安全かつ迅速な帰国を支援するため、「Safety tips」などの情報伝達手段の機能強化及び普及促進を図るとともに、宿泊施設に避難している外国人観光客の情報を効率的に集約する方法の検討、帰国を希望する外国人観光客に係る情報を県や国、駐日大使館等が瞬時に共有できるオープン化したプラットフォームの作成など、関係機関との協力体制を構築すること。

（４）災害時の踏切対策

地震発生後、緊急車両の通行や住民の避難が困難になる事態を回避するため、踏切の早期開放に向けた対策が進むよう、交通事業者への指導や、地方自治体の避難誘導、災害応急活動への技術的支援を行うこと。

（５）災害に強いまちづくり

建物・構造物等の耐震化や老朽化対策、危険空き家の除却、津波防災地域づくり、液状化と地盤対策、木造住宅密集地域の改善等、災害に強いまちづくりを強力に進めること。

耐震シェルター等の普及を図るため、安全基準の策定や当該基準に適合する製品の認定制度の整備を行うこと。

災害対応の中枢を担う庁舎や避難所となる学校施設、要配慮者を守る社会福祉施設、医療施設、防災拠点となる都市公園等について、更なる耐震化や太陽光発電などの自立・分散型電源及び非常用電源の導入、小・中学校体育館への空調設備新設補助の拡充、高等学校の空調設備整備への支援など、災害の教訓に基づく耐災害性の向上のための対策を推進するとともに、確実な財源措置を行うこと。

ライフラインの耐災害性の強化に向け、上下水道施設の更新・耐震化や、浄水場や下水処理場等の上下水道システムの急所施設、災害拠点病院、避難所、防災拠点などの重要施設に接続する上下水道管路の耐震化を促進するため、国庫補助率を大幅に上げるなど、財政基盤が小さな上下水道事業を経営する地方自治体等でも積極的に活用できるよう財政措置の拡充を図るとともに、早期復旧を可能とする全国の相互応援体制を確立すること。

さらに、埼玉県八潮市における道路陥没事故を踏まえ、第１次国土強靭化実施中期計画に位置付けられた上下水道の強靭化対策の着実な推進に必要な予算を確保すること。

浸水想定区域内にある医療・福祉・教育文化・子育て支援施設や避難所の浸水被害を軽減するため、嵩上工事や盛土工事など防災対策に必要となる費用について、財政措置を行うとともに浸水想定区域外への移転に対する更なる財政支援や地方財政措置の充実・強化を図ること。

指定公共機関による災害に強い電力供給体制を強化すること。ライフラインの停止や復旧活動の状況、復旧見込みなどの情報を、ライフライン事業者と地方自治体が共有し、連携して復旧活動が行える体制を強化するとともに、太陽光発電や蓄電池、電気自動車等を活用した電力供給システム等の普及促進を図ること。

携帯電話基地局の被災による通信断絶に備え、地震発生後も通信が確保されるよう、国及び指定公共機関の責任において、基地局強靭化の取組を進めること。

緊急輸送道路、港湾施設、鉄道施設及び空港施設の防災対策を含め、災害時の輸送体制の整備を図ること。リダンダンシーを確保し、強靭な国土軸の構築のため、特に、高規格道路のミッシングリンクの早期解消、相互に代替機能を発揮する高規格道路と直轄国道等とのダブルネットワークの構築、暫定２車線区間の４車線化などの公共インフラの整備を推進すること。

湾口部、海峡部等を連絡するプロジェクトについては、リダンダンシーの確保等の観点や、国土全体にわたる連結強化の重要性を踏まえ、取り組むこと。

（６）地域防災の担い手の確保と活性化

地域の防災を担う消防団や水防団、自主防災組織の活動を促進するため、担い手確保に向けた普及啓発の推進や、研修や訓練、資機材整備など自治体による活性化のための取組を財政面、技術面から支援すること。

消防団員や水防団員の確保・育成に向けた財政支援等を強化するとともに事業者に対する被雇用者の消防団・水防団活動への理解と協力を促進する対策の充実を図ること。

（７）消防防災ヘリコプター等の運航体制の強化

災害時の応急対策に必須となる消防防災ヘリコプター等の運航は自治体にとって大きな負担となるため、機体の導入や維持管理、安全運航に係る財政支援を強化すること。

災害時に損傷した機体や被災したヘリポート等の迅速な復旧への財政支援を強化するほか、出動から早期に到達できない地域の解消に向けた救助・救急体制の強化、航空検査等による運休期間中の代替機体確保など、シームレスな運航体制の整備に取り組むこと。

（８）孤立地域対策

半島防災推進の観点からも、アクセス道路の防災対策や迂回路の整備、港湾施設の耐震化や航空機の離着陸環境の確保、通信や電気、上下水道のライフライン対策、通信途絶時の情報通信手段の確保、物資や資機材の備蓄の拡充、保管場所の確保や陸・海・空による輸送手段の確保など、孤立地域対策の強化に取り組むこと。

（９）災害時の死者・行方不明者の氏名等公表

災害時の死者・行方不明者の氏名等公表について、地域によって対応にばらつきが出ないよう、考え方と公表の基準を示すこと。なお、具体的な考え方等を示すにあたっては、地域の実情を踏まえた知事の権限を尊重すること。

(10) 風水害対策

「流域治水」の考え方に基づき、河川、ダム等の整備、山間部の保水保全、農地、住宅地における治水対策、橋梁等の流失対策、農業用ため池等の防災対策、雨水貯留・浸透機能の確保など、流域全体の水災害軽減策の強化を図ること。

土砂災害対策については、現行制度では対策の対象とならない箇所も支援できるよう、新たな制度の創設を検討するとともに、土砂災害の防止・軽減の基本である砂防関係施設の整備による事前防災対策を計画的かつ強力に推進すること。

住民が地域の災害リスクや適切な避難行動を理解し、迅速な避難行動がとれるよう普及啓発を強化するとともに、事前防災行動計画（タイムライン）などの自治体の取組への技術的・財政的支援を充実すること。

線状降水帯の発生予測など、気象観測精度の向上を図ること。また、自治体が迅速かつ適切に避難情報を発令できるよう、情報共有体制の強化や自治体の避難判断、防災気象情報の体系整理への対応も含めた防災行政無線や防災情報システムなどの情報伝達手段の充実・強化等の避難対策への技術的・財政的支援の強化に努めること。

「顕著な大雨に関する情報」などの防災気象情報や、「高齢者等避難」「避難指示」「緊急安全確保」などの避難情報、５段階の警戒レベルなどの趣旨や意味について、住民の理解が進むよう、一層の普及啓発と周知徹底を図ること。

住民の迅速な避難に資する雨量計、河川やため池の水位計、監視カメラの機器更新に対する財政支援を充実させること。

(11) 地震・津波防災対策

南海トラフ地震や首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震などの国難レベルの大規模地震に備え、巨大地震対策及び津波対策の加速化と抜本的な強化が図られるよう、大規模地震防災・減災対策大綱による具体的かつ実効性のある施策の迅速な実施及び国の応急対策活動の具体計画を踏まえた防災拠点の整備・機能向上に係る予算措置等を図ること。

地震の調査・観測体制の強化を図るとともに、調査が遅れている日本海側及び南西諸島海溝沿いにおける活断層等地震の長期評価や、中部地域等における地域

評価を早期に実施すること。

DONET、S-net など、海底地震津波観測網の整備を基に、全ての地域を対象とした広域的な津波予測システムを整備すること。

また、潮位観測施設等の運用終了により、津波監視体制の脆弱化が懸念されるため、潮位観測施設等の維持・増設を図ること。

津波災害警戒区域の指定を含めた津波防災地域づくりに関する普及啓発や、同警戒区域における自治体の警戒避難体制の強化の取組、津波避難施設や広域避難のための活動拠点の整備、操作者の安全確保のための津波防御施設の遠隔操作化、自動化の整備に対する技術的、財政面からの支援の拡充など、最大クラスの津波に対する防災対策の強化を図ること。

南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域に指定されていないゼロメートル地帯等についても、地域の実情に応じた総合的な防災・減災対策への支援を充実・強化すること。

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表に伴い、事前避難を実施した場合、災害救助法の適用も含め財政措置を講じること。特に、避難誘導や避難所を開設、運営する市町村の財政負担を軽減するための仕組みを充実させること。併せて、住民、事業者等が正しい理解のもと適切な行動を取れるよう、各主体の的確な役割分担を示した指針等を作成するとともに、地方と協力して丁寧な周知を継続して行うこと。

(12) 火山防災対策

火山調査研究推進本部の機能が十分果たせるよう、火山の観測や情報連絡体制の整備、火山現象に関し専門的な知識又は技術を有する人材の育成や継続的な確保、人材活用に係る地方公共団体へのより一層の支援に努めること。

地元に密着した火山の調査研究を進め、火山噴火の予測精度の向上等を図る取組を推進すること。

退避壕・退避舎等の避難施設や、溶岩流等を制御する堰堤や避難道路、情報伝達設備などのハード対策、避難訓練の実施・分析などのソフト対策の両面から、財政支援を拡大するとともに、事前防災対策を推進すること。

火山周辺を訪れる外国人や要配慮者への噴火や避難に関する情報の伝達や、地域住民や登山者の避難支援、及び避難状況の把握など、安全確保のための情報ツール等のシステムについて、最新技術を活用した整備・運用など、国や地方公共団体から効果的に情報伝達できる対策や財政支援を講じること。

火山の大規模噴火に係る国主導のハザードマップや広域避難計画の作成、これに基づく国が主体となった訓練の実施等、都道府県境を超えた広域避難対策や、降灰対策について、火山灰の除灰方法、仮置き場の設置、埋め立てなどの最終処分、降灰からの広域的な対応を含めた避難措置など、国が司令塔として、調査研究と実効性のある対策を推進すること。

(13) 雪害対策

近年の豪雪で頻発する高速道路や国道における自動車の立ち往生や、長時間にわたる通行止めを繰り返さないため、発生要因の分析・検証と再発防止策を講じるとともに、除雪体制の強化や情報伝達の迅速化、交通全体のオペレーション改善など抜本的な対策を講じること。

予防的な通行規制を実施する際に、関係機関において情報共有体制を構築するなど、国・高速道路株式会社等の関係機関による広域的な協力体制を一層強化するとともに、不要不急の外出自粛、時差出勤やテレワークの推進、配送計画の見直し等を周知・啓発するなど、大雪時に車両流入を抑制するための国民の行動変容に向けた取組を進めること。

高速道路や主要国道等について、交通規制や積雪などの路面状況、渋滞や滞留時間などの道路交通情報を広域かつ一元的にリアルタイムで物流事業者や運転者に知らせる仕組みを構築すること。

大雪、小雪問わず、除雪業者が経営を維持できるよう最低保証などの制度に労務費も対象に含めること。

ICT を活用した除雪車の導入が必要不可欠であることから、地方の除雪作業の効率化・省人化に向けた取組に対し、更なる財政支援の充実を図ること。

(14) 避難対策

過去の災害における防災気象情報の発信と避難行動の実態を検証し、国や都道府県における市町村への助言の在り方、住民の避難行動につながる情報発信の在り方を整理するなど、避難対策の強化に努めること。

要配慮者の円滑な避難に向けて、避難行動要支援者の個別避難計画や要配慮者利用施設等の避難確保計画の作成、計画作成や実際の避難を支援する人材の育成、計画に基づく訓練の実施、ICT の活用も含めた避難支援体制の充実に資する技術的・財政的な支援を行うこと。

介護支援専門員等の専門職による参画を法律上の職務とし、財政措置を講じるなど、個別避難計画の策定の促進を図ること。

福祉避難所（一般避難所の福祉スペース及び要配慮者スペースを含む）の十分な確保及び円滑な運営体制確保について支援するとともに、施設や資機材整備等に係る財政上の支援策や専門人材の育成・確保のための支援措置を講じること。

男女共同参画や性の多様性の視点を取り入れた避難所の運営体制が確保できるよう避難所運営等への女性をはじめとする多様な立場の方々の参画推進のため、各種媒体を活用した普及啓発を強化すること。

地域における災害からの広域避難の検討が進められるよう、広域避難の実施基準、学校や企業、地域における対応、避難者情報の把握、広域避難の情報提供の在り方などを整理し、わかりやすく実現可能な広域避難に関するガイドラインの策定を進めるとともに、災害発生前からの避難に関する理解等を促すための普及啓発を強化すること。

避難所の生活環境の抜本的な改善をはじめ、住民の防災意識の浸透を図るため、防災・減災対策に必要な資機材や備蓄品等の整備、保管場所の確保等に対し、「新しい地方経済・生活環境創生交付金（地域防災緊急整備型）」を継続するほか、自治体の負担割合の見直しや補助対象範囲を工事の伴う設備等へ拡充するなど、財政措置も含めた支援の充実・強化を図ること。

(15) 木密地域の大規模火災対策

木造建築物が密集する地域における大規模火災への対応を強化するため、地域特性に配慮した住宅等の防火対策や市街地整備、消防力の整備などの取組に対して、財政措置の充実を図ること。

（16）林野火災対策

大規模化する林野火災への対応を強化するため、林野火災予防の啓発、延焼防止のための森林管理及び林野火災特有の状況に対応可能な資機材の整備並びに林野火災発生後の土砂災害等の二次災害防止対策に対して、財政措置の充実を図ること。

３　被災者の生活再建と被災地の復旧・復興対策の強化

（１）被災地の迅速な復興対策

被災地の復興が計画的かつ円滑に進められるよう、当該年度に必要な予算を早期に確保するとともに、東日本大震災や熊本地震、令和６年能登半島地震への対応のために講じられた特別な財政措置等のうち、今後の大規模災害への対応で有効なものについては法令等に位置づけ、常設化し、被災自治体が復旧・復興の実施に注力できるような仕組みを構築すること。

（２）被災者の生活再建支援

被災者生活再建支援について、原資となる基金の想定を超える、南海トラフ地震や首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震などの国難レベルの大規模地震への対応においては、東日本大震災の対応や教訓等を踏まえ、特別の国の負担により対応すること。

制度の適用範囲について、一部地域が適用対象となるような自然災害が発生した場合には、法に基づく救済が被災者に平等に行われるよう、全ての被災区域が支援の対象となるよう見直すこと。

さらに、被災者生活再建支援制度については、自助と公助のバランスや、公平性、制度の持続可能性、都道府県財政等への影響、被災者支援全般を見据えた検討が望まれることなどにも留意し、更なる充実を検討すること。

複数回被災した世帯の負担軽減策を検討し、二重被災者への支援に当たっては、別枠での支援を検討する等、特段の配慮をすること。

国民に対して民間保険の活用を促すとともに、火災保険の特約である水害補償の保険料について、地震保険料控除制度と同様に、所得税・住民税の所得控除の対象とすること。

被災世帯の財政負担が大きく、敷地境界の確定や住民の合意形成など、復旧に時間を要する液状化対策について、予防対策に取り組む自治体や被災世帯に対する技術的・財政的支援の強化、液状化のリスクに関する普及啓発に取り組むこと。

現行の被災者支援制度は、複数の法制度等が混在し、被災自治体や被災者にとってわかりにくく、救済される被災者も限定されていることから、国において抜本的な検討を行い、民間保険による救済とのバランスを考慮した被災の実情に応じた適切で不公平感のない制度とし、統一的かつ持続的で、被災者にとって分かりやすい救済制度を検討すること。

（３）事業者の事業再興

大規模災害時には、商工業者が迅速に事業を再開し、農林水産業者が早急に生産活動を再開できるよう必要な支援を行うとともに、売上減少の間接的な被害を受けた事業者への支援に努めること。激甚災害指定を受けた都道府県間で、支援に差が生じないよう制度の充実を図ること。

加えて、商工業者の迅速な事業の再開には、商工会・商工会議所等による商工業者への支援が必要不可欠となるため、その拠点となる商工指導団体施設の耐震化などへの財政支援や商工会等の支援体制の強化に係る地方公共団体への財政措置の拡充を図ること。

また、災害が発生した際の中小企業関係の被害状況報告については、各商工会議所・商工会が被災企業の状況を調査し、都道府県が取りまとめ、地方経済産業局へ報告しているが、被災商工業者や商工会・商工会議所の負担軽減及び災害発生時の被害状況を迅速に把握する観点から、これらの調査・報告を迅速・円滑に行うことができる全国統一システムの導入を早期に行うこと。

局地的な災害であっても甚大な被害が発生した場合には、大規模災害と同様に、農林水産業者等による早急な産地の復旧や維持などに必要な支援を行うこと。

さらに、長期避難等により復旧事業の申請が困難な場合には、複数年度において事業申請を可能とするなど、被災状況に応じて柔軟な対応を図ること。

風評被害を防止するための正確な情報発信や誘客のための取組など、観光産業に対する支援を行うこと。

（4）災害救助法

被災者支援の核となる災害救助法について、地方自治体の自主的・弾力的な運用が可能となるよう、発生した大規模災害の実態等を踏まえ、救助範囲や事務費の拡充、及び確実な財政措置を講じること。

併せて、救助範囲の拡大に伴って地方自治体職員の事務負担が増加することについて、例えば、求償事務の簡素化など負担を軽減するための措置を講じること。

また、避難所として旅館、ホテル等を供与する場合の一般基準額については、実勢価格と乖離しないように引き上げるとともに、避難者が利用した客室について、汚損や生活臭が生じた場合は、原状回復に係る費用を補償すること。

都道府県の管内の一定割合の市町村に適用され、被災市町村間の格差や不均衡が課題になるような場合、都道府県内一律に適用できるようにするなど、客観的かつ弾力的な適用基準について検討すること。

制定から 70 年が経過する同法について、みなし応急仮設住宅が普及している実態や物資の調達環境の変化などを踏まえ、被災者支援制度の充実の観点から、見直しの検討を行うこと。

同法の救助の種類に「福祉サービスの提供」が位置付けられたことを踏まえ、災害時に迅速に対応できるよう、あらかじめ被災者への福祉的支援の仕組みなどを構築すること。

（5）住家被害の認定調査

被災者支援の基になる住家被害認定調査について、不動産鑑定士などの専門家に業務を依頼する際の経費について財政的支援を行うこと。また、デジタル技術を活用したシステムの導入等による簡素化・効率化を図るとともに、全国からの応援が行われる中でも迅速に業務が行えるよう、被害認定調査・罹災証明書発行・被災者台帳管理のためのシステム標準化や、一連の業務に係る研修の強化、自治体のシステム構築と運用に対する財政面を含めた支援制度の充実等に取り組むこと。

（６）全国的な応援体制

自治体職員の応援に関して、総務省応急対策職員派遣制度による支援や全国知事会による調整が定着しているが、各省庁等が実施している技術職員等の応援派遣についても、一元的にその動向等の情報が、受援・応援それぞれの自治体で共有できる仕組みを整備すること。また、派遣要請を行う窓口の一元化を図ること。

全国的に技術系人材が欠乏する中で、民間との調和を図りながら、技術系人材の確保・育成策を構築すること。

被災地では福祉人材の大幅な不足が想定されており、社会福祉施設の事業継続や福祉避難所の運営には、被災地外からの組織的な人的支援を行う必要があるため、国主導による福祉人材の総合的な派遣調整体制を構築すること。

さらに、災害救助法が適用とならない災害で、広域的な応援が行われる場合等に、応援・受援双方の負担が少なくなるよう、地方公共団体への十分な財政措置を行う仕組みを検討すること。

また、被災地のマンパワー不足を補うため、災害ボランティア等の受入れのための資機材等の整備について支援を行うこと。

広域的な防災拠点の整備及び防災拠点を活用した広域的な防災訓練の実施に対する技術的、財政的な支援を充実すること。

「南海トラフ地震における応急対策職員派遣制度アクションプラン」の運用において、即時応援道県等の職員（市町村職員を含む）が、着実に被災市町村まで赴くことができる輸送スキームについて、実動組織による支援も含めて、国の責任で実効性のある体制を整えること。

また、平時における研修、訓練等、人材育成に要する追加経費について、十分な財政措置を講じること。

（７）廃棄物の処理体制

大規模災害時に発生する、膨大な災害廃棄物のほか、避難所ごみ、し尿を円滑に処理するため、都道府県域を越えた広域処理体制を平時において構築すること。

災害等廃棄物処理事業費補助金について、災害廃棄物の処理を円滑に進めるため、被災地の実情に応じた弾力的な運用に努めること。

被災した家屋等の公費解体費用に対する補助対象を、特定非常災害に限らず半壊の家屋等まで拡大するとともに、地域の実情に応じた柔軟な対応ができるよう見直すこと。

４　原子力災害対策の推進

（１）原子力安全対策

東京電力福島第一原子力発電所事故を踏まえ、重大事故は起こるものということを前提に、事故時に放射性物質の大量放出を伴う事態を生じさせないよう、深層防護、多重防護を徹底し、科学的・技術的根拠に基づいた厳格な安全規制を行うこと。

東京電力福島第一原子力発電所事故に係る検証と総括を行い、得られた教訓や新たな知見、世界の最新の知見を規制基準に反映すること。併せて、立地及び周辺自治体や様々な専門家の意見を聴きながら、幅広い議論を行い、IAEA 等の関係機関や事業者からの意見も聴いた上で、規制基準や法制度を絶えず見直していくなど、安全規制のより一層の充実・強化に不断に取り組むこと。

高経年化原子炉や運転期間延長に関する新たな安全規制については、科学的・技術的根拠を明確に示すとともに、審査結果を国民に分かりやすく丁寧に説明すること。

（２）原子力防災対策

原子力災害対策指針については、複合災害時における対策など住民の具体的な防護対策等が不明確なため、これまでの自然災害の経験、最新の知見や国内外の状況等を踏まえ、今後も継続的に改定していくとともに、定期的な意見交換の機会を設ける等により関係自治体等の意見を適切に反映していくこと。

原子力防災対策における地方自治体の役割の重要性に鑑み、地方自治体と国、事業者等との緊密な連携協力体制について、法的な位置付けも含め、充実させるとともに、必要な財政支援及び人的支援を行うこと。

防災対策に係る資機材の配備、緊急時モニタリング体制、原子力災害医療体制、安定ヨウ素剤の緊急・事前配布など住民等の避難が円滑に行える体制の整備、一時退避所、病院、福祉施設等の放射線防護対策等について、関係府省庁一丸となって対応すること。また、原子力施設の立地状況や周辺の人口規模、道路事情等を考慮し、自治体が必要と判断した防護対策や緊急時モニタリング体制の整備等については、UPZ の内外にかかわらず、必要な財政支援及び人的支援を行うこと。

放射性物質の拡散を予測する情報の活用、民間事業者との協力体制の確立、自衛隊、消防などの実動組織の協力等については、国の原子力災害対策関係府省会議分科会において、関係自治体の意見を十分聴いた上で、具体的な検討を進めるとともに、分科会から報告等がなされた項目に対しては順次、必要な対策を講じること。

避難ルート等の検討や準備、緊急時モニタリングの実施などには放射性物質の拡散を予測する情報も重要と考えられるため、「拡散計算も含めた情報提供の在り方」を検討する国の分科会において、関係自治体の意見を十分聴いた上で、具体的な検討を進め、必要な対策を講じること。

複合災害や重大事故が起こった場合に備え、自衛隊、消防などの実動組織の支援内容、現地における指揮命令系統や必要な資材の整備等について、「実動部隊の協力」を検討する国の分科会の報告等を踏まえ、引き続きオンサイト（現場）対応に必要な資機材の確保など具体的な検討を進め、必要な対策を講じること。

高線量下において地方自治体、関係機関、民間事業者等が作業することを想定し、被ばく限度や限度を超えた場合の作業の方法に加え、要員及び避難誘導等に従事する者の指揮命令系統や責任の所在、補償の在り方等に関連する法整備を図ること。原子力災害医療については、複合災害発生時における原子力災害医療派遣チームと災害派遣医療チーム（DMAT）等の医療チームとの役割分担の整理や運用上のルールづくり、医療人材の育成、確保などを進めること。

令和６年能登半島地震も踏まえ、都道府県や市町村の行政区域を越える広域避難を円滑に実施するため、積極的に地方と連携するとともに、避難先、避難経路及び避難手段の調整・確保、広域的な交通管制に係る調整、避難退域時検査の体制整備並びに必要な資機材の整備、発電所の状況や避難情報などを集約したポータルサイトの立ち上げなど、広域的な防災体制の整備について、国が主体的に取り組むこと。

広域避難の受入に必要な避難施設の確保について、教育関連施設や民間施設の活用が図れるよう、関係省庁から施設管理者への協力の要請や必要な調整を行うこと。

避難路について、地方負担を求めず国が責任を持って整備することを早急に制度化するとともに、緊急時避難円滑化事業の充実を図るなど、安全かつ迅速な避難のための交通基盤整備を促進すること。

冬季に原子力災害が発生した場合の避難道路の除雪や確保について、関係省庁の連携のもと、具体的な対策を確立すること。

５　国民保護の推進

（１）北朝鮮への対応

弾道ミサイルによる挑発行為を繰り返す北朝鮮に対して、毅然とした外交交渉を推進するとともに、万一の危機発生時に備え、国民への情報提供をはじめとした的確な対応を取れる体制を確保すること。

（２）国民保護対策

国際社会と協調し、外交を含むあらゆる対策を講じて、我が国の安全・安心に影響を与える事態の回避を図ること。

事態の進展や島しょ部などの地域特性に応じた避難路や輸送手段の確保方策など、広域的な避難体制の構築を図ること。

緊急一時避難を含めた避難施設について、民間施設の指定が進むよう、国から民間団体への働きかけをより一層強化すること。併せて、施設管理者に負担が生じないよう、事故や損害発生時の責任や補償について、統一的な考え方を検討し、基本指針等で明示すること。

特定臨時避難施設（シェルター）の整備について、令和６年３月に国の考え方が示されたところであるが、全国的な整備についての必要性や考え方を継続的に整理すること。

自治体が広域的な避難者の受入計画を検討する際の参考となるよう、広域避難に関する国、自治体、防災関係機関及び指定公共機関の役割、避難措置に関する手順、所要費用の財政負担の考え方などを整理したガイドラインを作成すること。

事態の類型に応じた訓練想定の作成も含め、地方自治体と連携して、実効性のある訓練の推進に努めること。

国際情勢が緊迫する中、国民への適切な情報発信に努めるとともに、国民保護措置や訓練の重要性、状況に応じた具体的な避難方法について、国民や地方自治体の理解が進むよう、普及啓発を強化すること。

弾道ミサイルの発射時の安全確保行動に関して、Ｊアラート発令時の住民の避難行動等を検証し、普及啓発を徹底すること。その際、国が避難行動としてＱ＆Ａで示す「避難施設として指定されているかどうかにかかわらず、近くの建物の中又は地下施設に避難する」との考え方及び方針について、緊急時に民間を含めた施設管理者の協力が得られるよう、基本指針等に明示するとともに、周知を徹底すること。

さらに、化学兵器や生物兵器などを搭載する各種弾道ミサイルからの避難行動を明示すること。

Ｊアラートの訂正等により国民に混乱が生じないよう、情報収集・解析精度の更なる向上に努めること。